

食安発 0729 第 5 号

平成 27 年 7 月 29 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長

(公 印 省 略)

食品、添加物等の規格基準に定めるサルモネラ属菌
及び黄色ブドウ球菌の試験法の改正について

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「告示」という。）に定めるサルモネラ属菌及び黄色ブドウ球菌の試験法について、国際整合性を図る観点から、国立医薬品食品衛生研究所における試験法検討の結果、今般、その試験法が報告されたところである。

ついては、「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成 5 年 3 月 17 日付け衛乳第 54 号。以下「平成 5 年通知」という。）及び「食品衛生法施行規則及び食品、添加物等の規格基準の一部改正について」（平成 10 年 11 月 25 日付け生衛発第 1674 号。以下「平成 10 年通知」という。）を下記のとおり改正することとしたので、関係者への周知方よろしく願います。

なお、本通知は、平成 28 年 1 月 29 日から適用することとし、それまでの間、なお従前の例によることができる旨申し添える。

記

- 1 平成 5 年通知のうち、別紙 1 を別添のとおり改める。
- 2 平成 10 年通知のうち、第 2 の 2 の（2）のア中「別紙に示す試験法により、」を「平成 5 年 3 月 17 日付け衛乳第 54 号に示す試験法により、」に改め、別紙を削除する。